

平成18年5月12日

各位

会社名 市光工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 市川 侑男
(コード番号 7244 東証1部)
問合せ先 常務取締役 東出 洋治
(Tel 03-3443-7281)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、下記のとおり「定款の一部変更の件」について平成18年6月29日開催予定の第76回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定する規定、変更案第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (2) 株主総会において充実した情報の開示を行うことができるようにするための規定、変更案第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (3) 取締役会の機動的な運営を図るため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことを可能にするための規定、変更案第26条(取締役会の決議方法等)第2項を新設するものであります。
- (4) その他、会社法が施行されたことに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日(木曜日)
定款変更のための効力発生日 平成18年6月29日(木曜日)

以上

< 定款変更の内容 >

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	新定款
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条 (商号) 当社は市光工業株式会社と称し英文では、 <u>ICHIKOH INDUSTRIES, LTD.</u> と表示する。	第 1 条 (商号) 当社は、 <u>市光工業株式会社</u> と称し英文では、 <u>ICHIKOH INDUSTRIES, LTD.</u> と表示する。
第 2 条 (目的) 当社は次の各号の事業を営むことを目的とする。 1 . 自動車および輸送用車両などの部品の製造販売 2 . 航空機、船舶などの部品の製造販売 3 . 産業機械およびその部品の製造販売 4 . 道路施設および機器の製造販売 5 . 住宅関連機器の製造販売 6 . 各種電気機器および照明機器の製造販売 7 . 前各号以外の金属および樹脂製品の製造販売 8 . 医療用具、理化学機器、医薬品、医薬部外品の製造販売 9 . 前各号に附帯する一切の事業	第 2 条 (目的) 当社は、 <u>次</u> の各号の事業を営むことを目的とする。 (1) <u>自動車および輸送用車両などの部品の製造販売</u> (2) <u>航空機、船舶などの部品の製造販売</u> (3) <u>産業機械およびその部品の製造販売</u> (4) <u>道路施設および機器の製造販売</u> (5) <u>住宅関連機器の製造販売</u> (6) <u>各種電気機器および照明機器の製造販売</u> (7) <u>前各号以外の金属および樹脂製品の製造販売</u> (8) <u>医療用具、理化学機器、医薬品、医薬部外品の製造販売</u> (9) <u>前各号に附帯する一切の事業</u>
第 3 条 (本店所在地) 当社は本店を東京都品川区に置く。	第 3 条 (本店所在地) 当社は、 <u>本店</u> を東京都品川区に置く。
(新設)	<u>第 4 条 (機関)</u> 当社は、 <u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>
第 4 条 (公告方法) 当社の公告は日本経済新聞に掲載してこれを行う。	第 5 条 (公告方法) 当社の公告は、 <u>日本経済新聞</u> に掲載してこれを行う。

現行定款	新定款
第2章 株式	第2章 株式
<p><u>第5条（会社の発行する株式の総数）</u> 当社の発行する株式の総数は2億株とする。ただし、株式の消却が行われた場合にはこれに相当する株式数を減ずる。</p>	<p><u>第6条（発行可能株式総数）</u> 当社の発行可能株式総数は、2億株とする。</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第7条（株券の発行）</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p><u>第6条（自己株式の取得）</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</p>	<p><u>第8条（自己の株式の取得）</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>
<p><u>第7条（1単元の株式数）</u> 当社の1単元の株式数は1,000株とする。</p>	<p><u>第9条（単元株式数および単元未満株券の不発行）</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>
<p><u>第8条（単元未満株券の不発行）</u> 当社は1単元の数に満たない株式（以下「<u>単元未満株式</u>」という）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p>（第7条と合わせ新9条へ移設）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第10条（単元未満株式についての権利）</u> 当社の株主（<u>実質株主含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>（1）<u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>（2）<u>会社法第166条第1項の規定による請求する権利</u></p>

現行定款	新定款
	(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
<p>第9条(基準日) <u>当社は毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</u></p> <p>(2)本定款に定めるもののほか、必要ある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その議決権を行使することのできる株主または登録質権者とする。</p>	<p>(第14条へ移設)</p> <p>(削除)</p>
<p>第10条(名義書換代理人) <u>当社は株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>(2)当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録手続、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>第11条(株主名簿管理人) <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>
<p>第11条(株式取扱規則) <u>当社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこ</u></p>	<p>第12条(株式取扱規則) <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役</u></p>

現行定款	新定款
<p>これらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録手続、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する取扱いは取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第12条（招集） 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要があるとき、これを招集する。</p>	<p>第13条（招集） 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p>
<p>（第9条第1項の移設）</p>	<p>第14条（定時株主総会の基準日） 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>第13条（議長） 株主総会は、取締役会の決議により、社長がこれを招集してその議長となる。 社長に事故があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</p>	<p>第15条（招集権者および議長） 株主総会は、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集してその議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</p>
<p>（新設）</p>	<p>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第14条（決議） 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 （2）商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有</p>	<p>第17条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができ</p>

現行定款	新定款
<p>する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。</p>	<p>る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>第15条（議決権の代理行使） 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 (2) 前項の場合には、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第18条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 前項の場合には、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第16条（取締役の員数） 当会社の取締役は20名以内とする。</p>	<p>第19条（員数） 当会社の取締役は、20名以内とする。</p>
<p>第17条（取締役の選任） 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p>	<p>第20条（選任） 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、<u>累積投票</u>によらないものとする。</p>
<p>第18条（取締役の任期） 取締役の任期は、<u>就任後2年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠または増員により就任した取締役の任期は<u>他の現任取締役の残任期間</u>とする。</p>	<p>第21条（任期） 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p>
<p>第19条（代表取締役、社長） 当会社は取締役会の決議により代表取締役4名以内、うち1名を社長として選任する。</p>	<p>第22条（代表取締役、社長） 当会社は、<u>取締役会の決議</u>により代表取締役4名以内、うち1名を<u>取締役社長</u>として選定する。</p>
<p>第20条（役付取締役の選任および顧問、参与ならびに相談役の委嘱）</p>	<p>第23条（役付取締役の選任および顧問、参与ならびに相談役の委嘱）</p>

現行定款	新定款
<p>当社は取締役会の決議により取締役会長ならびに取締役副会長各1名および取締役副社長・専務取締役・常務取締役ならびに取締役相談役各若干名を選任することができる。</p> <p>取締役会の決議により顧問・参与および相談役を置くことができる。</p>	<p>当社は、取締役会の決議により取締役会長ならびに取締役副会長各1名および取締役副社長・専務取締役・常務取締役ならびに取締役相談役各若干名を選任することができる。</p> <p>取締役会の決議により顧問・参与および相談役を置くことができる。</p>
<p><u>第21条（取締役の報酬および退職慰労金）</u></p> <p>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</p>	<p>（第28条へ移設）</p>
<p><u>第22条（取締役会の招集および議長）</u></p> <p>取締役会は、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>取締役会長が置かれていないときまたは取締役会長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p>	<p><u>第24条（取締役会の招集権者および議長）</u></p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p>
<p><u>第23条（取締役会の招集通知）</u></p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	<p><u>第25条（取締役会の招集通知）</u></p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p><u>第24条（取締役会の決議方法）</u></p> <p>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数によってこれを行う。</p> <p>（新設）</p>	<p><u>第26条（取締役会の決議方法等）</u></p> <p>取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	新定款
<p>第25条（取締役会規則） 取締役会に関する事項は、本定款のほか取締役会で定める取締役会規則による。</p>	<p>第27条（取締役会規則） 取締役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、</u>取締役会で定める取締役会規則による。</p>
<p>（新設）</p>	<p>第28条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>第26条（監査役の数） 当会社の監査役は4名以内とする。</p>	<p>第29条（員数） 当会社の監査役は、<u>4名以内とする。</u></p>
<p>第27条（監査役を選任） 監査役は、株主総会において選任する。監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第30条（選任方法） 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第28条（補欠監査役を選任） 当会社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、<u>監査役の補欠者をあらかじめ選任（以下「予選」という）することができる。</u> <u>補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。</u> <u>予選の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第29条（監査役任期） 監査役任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u>補欠により就任した監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u> (2) <u>前条に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期満了すべき時</u></p>	<p>第31条（任期） 監査役任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時</u></p>

現行定款	新定款
までとする。	でとする。
<p>第30条(常勤監査役および常任監査役) 当社は、監査役の互選により常勤監査役を定める。 監査役会の決議により常任監査役を置くことができる。</p>	<p>第32条(常勤監査役および常任監査役) 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。 2. 監査役会の決議により常任監査役を置くことができる。</p>
<p>第31条(監査役の報酬および退職慰労金) 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</p>	(第36条へ移設)
<p>第32条(監査役会の招集) 監査役会は、各監査役がこれを招集する。 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	<p>第33条(監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>第33条(監査役会の決議方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数によってこれを行う。</p>	<p>第34条(監査役会の決議方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
<p>第34条(監査役会規則) 監査役会に関する事項は、本定款のほか監査役会で定める監査役会規則による。</p>	<p>第35条(監査役会規則) 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。</p>
(第31条より移設)	<p>第36条(報酬等) 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>
第6章 計算	第6章 計算
<p>第35条(営業年度) 当会社の営業年度は1ヵ年とし、毎年3月31日をもって決算期とする。</p>	<p>第37条(事業年度) 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>

現行定款	新定款
<p>第36条（利益配当） 利益配当金は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。</p>	<p>第38条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>第37条（中間配当） 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>第39条（中間配当） 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>
<p>第38条（除斥期間） 利益配当金および中間配当金が、その支払確定の日から満3年経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>第40条（配当金の除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>
<p>附則</p>	<p>（削除）</p>
<p>第1条（監査役の任期） 第27条の規定にかかわらず、平成14年5月1日後最初の決算期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役については、なお、従前のとおり任期は3年とする。</p>	<p>（削除）</p>